

**連合北海道札幌地区連合会 / さっぽろ 労働相談センター
札幌圏雇用センサス 2009年05月の相談状況**

「安定雇用は労働者と地域全体で作り上げるもの」

1. 労働相談の概況について

- (1) 相談件数について 参照資料 - 1 「2009年5月 月別労働相談処理状況」
 参照資料 - 2 「2009年5月 労働相談(男女雇用形態別・相談内容別)」
 参照資料 - 3 「2009年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
 「2009年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

相談者数は79人、相談件数は148件となりました。対昨年比では+17人・+44件となりました。一人当たりの相談件数では1.87件となり昨年を0.19ポイント上回っています。対前月比では-17人・-41件となっており一人当たりの件数では0.20ポイント下回っています。相談者数・件数・一人当たり相談件数ともに昨年同月を大きく上回っています。一人当たり相談件数だけをとってみれば本年4月に続く高い数値であり、労働環境の厳しさが継続している状況が伺われます。

【相談者数・相談件数・一人当たり相談項目数の比較】

年 項目	相談者(人)	相談件数(件)	一人当たり相談件数(件)
2009年 5月	79人	148件	1.87件
2008年 5月	62人	104件	1.68件
2009年 4月	96人	189件	1.97件

(2) 雇用形態別相談者数及び件数について

- 参照資料 - 3 「2009年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
 「2009年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

相談者数79人の内訳は、社員31人、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)45人、不明3人となっており、男女比では男性48人・女性31人となっています。

相談件数の内訳では、社員64件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)80件、不明4件となっています。男女比では男性87件、女性61件となっています。

一人当たりの件数では、社員2.06件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)1.78件となっています。男女比では男性1.81件、女性1.96件となっています。

【雇用形態別 相談者数(人)】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	22	10	2	5	3	2	1	3	48
女	9	4	10	2	3	1	2	0	31
計	31	14	12	7	6	3	3	3	79

【雇用形態別 相談件数(各上段)と一人当たり相談件数(各下段)】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	43	17	3	8	7	3	2	4	87
	1.95	1.70	1.50	1.60	2.33	1.50	2.00	1.33	1.81
女	21	10	16	6	4	1	3	0	61
	2.33	2.50	1.60	3.00	1.33	1.00	1.50	0	1.96
計	64	27	19	14	11	4	5	4	148
	2.06	1.93	1.58	2.00	1.83	1.33	1.67	1.33	1.87

(3) 業種別相談状況について 参照資料 - 4 「2009年5月 労働相談(業種別・相談内容別)」

業種別相談状況による相談者数と相談件数の分布は次の通りです。

「その他サービス業」	14人(相談件数26件	1.86件/一人)
「卸・小売業・飲食店」	12人(同23件	1.92件/一人)
「医療・福祉・医薬品業」	7人(同15件	2.14件/一人)
「製造業」	9人(同14件	1.56件/一人)
「建設・設計・重機業」	6人(同10件	1.67件/一人)
「陸運・倉庫業」	3人(同10件	3.33件/一人)
「農林漁業・協同組合」	3人(同6件	2.00件/一人)
「交通業」	3人(同6件	2.00件/一人)
「ビル管理・警備業」	3人(同4件	1.33件/一人)
「金融・保険・不動産業」	2人(同2件	1.00件/一人)
「公務・公共サービス」	2人(同2件	1.00件/一人)
「労働者派遣業」	1人(同1件	1.00件/一人)
「分類不能・その他」	14人(同29件	2.07件/一人)

相談者数では、「その他サービス業」と「卸・小売業・飲食店」及び「分類不能・その他」が突出しています。相談件数では、「その他サービス業」と「卸・小売業・飲食店」及び「分類不能・その他」が突出しているのに加え、「医療・福祉・医薬品業」、「製造業」、「建設・設計・重機業」及び「陸運・倉庫業」が高い数値を示しています。

一人当たりの相談件数では、「陸運・倉庫業」、「医療・福祉・医薬品業」、「農林漁業・協同組合」及び「交通業」が2.00以上の数値となっていますが、分布している13業種中、9業種が1.50以上の数値となっていることから、相談内容の深刻さが伺われます。

(4) 相談内容について 参照資料 - 2 「2009年5月 労働相談(男女雇用形態別・相談内容別)」
相談内容の件数別分布は以下の通りです。

「賃金」	33件		
(内訳 「月例賃金未払い・遅配」	11件 「残業手当 未払」	9件	
「賃上げ・賃下げ」	5件 「給与控除」	4件 「一時金・諸手当」	2件
最低賃金	1件 「残業手当 問合せ」	1件)
「解雇・雇い止め・退職」	22件		
「就業規則・雇用契約」	20件		
「経営問題・労務管理」	14件		
「労働保険(労働・労災)」	10件		
「差別・嫌がらせ・セクハラ」	9件		
「有給休暇」	7件		
「社会保険(健保・年金)」	6件		
「勤務(労働時間)」	5件		
「労災・職業病・安全衛生」	4件		

26分類中、「派遣・人夫貸し」、「休業補償」、「定年制度・再雇用」、「職業紹介・求人」を除く22の分類に相談が分布しています。

相談内容と雇用形態の内容を検証すると下表のように分布しています。

相談件数 相談内容	雇用形態別		社員		契約		パート		臨時		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
「賃金」	10	5	4	3	1	2	2	1	1	0	1	0	0	1	2	0	21	12		
「解雇・雇い止め・退職」	5	5	4	1		2	2	1			1			1			12	10		
「就業規則・雇用契約」	5	2	3	1		1	2	1	2	1				1	1		13	7		
「経営問題・労務管理」	3	1	2	1		2	1		2	1			1				9	5		
「労働保険（労働・労災）」	2	2	1	1	1	1		1							1		5	5		
「差別・嫌がらせ・セクハラ」	2			1	1	2		1	1	1							4	5		
「有給休暇」	5	1				1											5	2		
「社会保険（健保・年金）」	3	1		1				1									3	3		
「勤務（労働時間）」	1	2	1														2	3		
「労災・職業病・安全衛生」	1					1			1		1						3	1		

「社員」の抱える相談項目が64件と相談件数全体の43.3%を締め、相談者数でも39.2%を締めています。労働相談の内容が社員に特化しつつあります。

相談内容と相談者数を検証すると、以下のように分布しています。

参照資料 - 5 「2009年 主相談項目別 相談者数 月別集計」

「賃金」	17人	「解雇・雇い止め・退職」	13人
「経営問題・労務管理」	8人	「雇用保険・労災保険」	8人
「有給休暇」	6人	「就業規則・雇用契約」	5人
「差別・嫌がらせ・セクハラ」	4人	「社会保険（健保・年金）」	2人
「勤務（労働時間）」	3人	「労災・職業病・安全衛生」	1人

(5) 違法件数について 参照資料 - 4 「2009年5月 労働相談（業種別・相談内容別）」

参照資料 - 6 「2009年 月別相談内容別違法率 集計」

79名から寄せられた148件の相談中、違法と判断される項目は64件となっています。43.2%が違法という状況です。64件の主要な内訳は次の通りです。賃金の相談内容は極めて違法性が高い状況にあります。「セクハラ・嫌がらせ・差別」「雇用保険・労災保険」「労災・職業病・安全衛生」の項目が6割強という状況になっています。

【項目別違法件数の分布】

項目	違法件数	違法率	全相談件数
賃金	20件	46.5%	43件
解雇・雇い止め・退職	9件	28.1%	32件
就業規則・雇用契約	10件	50.0%	20件
労働保険（雇用・労災）	4件	40.0%	10件
社会保険（健保・年金）	5件	83.3%	6件
経営問題・労務管理	6件	42.8%	14件
労災・職業病・安全衛生	2件	50.0%	4件
有給休暇	2件	14.3%	14件
勤務（労働時間）	2件	40.0%	5件
差別・嫌がらせ・セクハラ	0件	0.0%	9件
総数（この表の合計ではありません）	64件	43.2%	148件

2. 5月の雇用情勢について

大型連休の月であり、労働者の稼働・勤務日数が大幅に少ない月ということもあり労働相談は前年同様に人数・件数ともに少なくなるとは思われましたが、昨年を大きく上回る相談状況となりました。一人当たり相談件数は今年2番目の高い数値となっています。相談者が抱える相談内容が厳しくかつ複雑化している状況が伺われます。相談者の雇用形態は正社員が大半を締めており、相談者が抱える相談件数も正社員は2.06と全雇用形態別では最上位となっています。相談内容を件数と人数で検証すると「賃金」、「解雇・雇い止め・退職」及び「就業規則・雇用契約」が圧倒的に多くなっています。正社員の相談状況を検証してもこの3項目に相談の大半が集中しています。

違法率からこの3項目を検証すると、「解雇・雇い止め・退職」が28.1%、「就業規則・雇用契約」は50.0%、「賃金」が46.5%となっています。就業規則と賃下げについて脱法的取扱いをし、労働者の自主的退職申出を待つという職場内のリストラ手法がほぼ確立しつつあります。このため、職場内の就労環境はかなり殺伐とした状況となっていると思われ、人間関係については陰湿な事案の相談が増えています。「差別・嫌がらせ・セクハラ」が相談者数・件数ともに中位にありながらも、違法率がゼロという状況が職場の人間関係の劣悪さを示しています。

会社の業況不安から生ずる雇用不安を労働者全体で対処しようとする方向ではなく、まず個人の「座」確保のために他者を熾烈な圧力で排除する方策を採っていることが伺われます。雇用不安は地域の安心・安全を脅かすばかりではなく、人間性の崩壊につながる「事件」であることは間違いがありません。雇用不安は政策の重要なテーマであることは勿論ですが、労働者自身が「幸福」をどのように作り上げるべきかを考えるための題材であるともいえます。